

令和 6 年 10 月

「日中サービス支援型グループホーム」から「介護サービス包括型グループホーム」 への変更について

1 対象のグループホームの現状

名 称	大阪発達総合療育センター グループホーム きらり
類 型	日中サービス支援型グループホーム
設 置 主 体	社会福祉法人愛徳福祉会
開 設 日	令和 4 年 8 月 1 日
利 用 定 員	6 名（＋短期入所 1 名）
現在の利用者	4 名（区分 6）
現在の人員配置	世話人 2 名、生活支援員 2 名、夜間支援従事者 2 名、看護師 1 名

2 これまでの取組と成果

(1) 日中サービス支援型グループホーム

- ・ 現在の本グループホームの利用者の 4 名について、重症心身障がい、胃ろう・たん吸引等の医療的ケアを必要とし、いずれの方も利用を開始する前は、日中活動が難しい状況であった。
- ・ これまで、日中サービス支援型グループホームとして開設以降、昼夜を通じた支援体制を確保し、グループホーム内では、個々の利用者に対して、必要な家事等の日常生活上の支援や食事・入浴・排せつ等の介護、相談等の支援、健康管理のほか、自室やリビングでのレクリエーションに取り組んできた。
- ・ また、日中は利用者の意向を尊重し、外出や外泊、可能な限りグループホーム外の社会資源を活用した外出支援に取り組んできた。
- ・ 具体的な取組として、指定計画相談支援事業所とも連携しながら、定期的に利用者へのモニタリングを行ってきた。また、日中の外出支援サービスの一例として、近隣の長居障がい者スポーツセンターでボッチャ競技を楽しみ、現在では地域で開催されるボッチャ大会に利用者全員が参加している。
- ・ 現在では、利用者全員が様々な行事に参加し、日中には、他法人が運営する生活介護事業所に通われるなど、自分らしく自立した生活ができるようになっており、これまでの支援を通じた成果と認識している。

(2) 短期入所について

開設日以降実績なし。（緊急時の受入等のニーズが無かったため。）

3 グループホームの類型の変更

(1) 変更後の類型及び定員

ア 類型

介護サービス包括型グループホーム

イ 定員

6名

(2) 変更する時期

令和6年10月1日

(3) 変更する理由

これまでの取組による成果から、現在の利用者4名について、日中はグループホーム外で過ごすことを希望されており、また、今後の利用予定者の2名についても同様の意向であり、利用実態から日中サービス支援型グループホームとしての役割を果たしたため。

(4) 変更による影響等

介護サービス包括型グループホームに変更後も、利用者が必要とするサービスは維持し、日中及び夜間を含め、従前どおり人員配置を行うことから、利用者への影響はないものと考えている。

4 変更にあたっての大阪市の認識

上記1から3のとおり、日中サービス支援型グループホームの支援を通じて、グループホーム外で地域との交流を図るなど、利用者の地域生活の充実化に寄与しており、日中サービス支援型グループホームとしての役割を十分に果たしてきた、かつ利用者へのサービスの水準についても低下しないことが見込まれることから、「介護サービス包括型グループホーム」への変更について支障はないと考える。

○ (参考) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(抄)

(地域との連携等)

第二百十三条の十 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2-5 略

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第二項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

7 略